

豊島区学校長期休業中の学童クラブの  
配達弁当提供事業者募集要項

令和6年3月

豊島区教育委員会事務局  
教育部放課後対策課

## 1. 目的

本募集要項は、学校の長期休業期間中に豊島区立子どもスキップ学童クラブ（放課後児童健全育成事業）に在籍する児童の保護者の希望により利用可能な配達弁当サービスを提供する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

## 2. 募集の趣旨

保護者が学校の長期休業期間中の配達弁当サービスを利用するにあたり、安心・安全な配達弁当サービスを提供することができる事業者を募集するものです。

## 3. サービス概要

### (1) 内 容

以下の表に掲げる子どもスキップ学童クラブに在籍する児童の保護者からインターネットを通じた注文を受け、当該児童の在籍する子どもスキップ学童クラブへ弁当を配達する。

### (2) 利用期間

令和6年夏季休業期間から別に締結する協定の有効期間（令和8年4月30日）内の長期休業期間まで

### (3) 対 象

豊島区立子どもスキップ学童クラブ 22 施設

No.	名 称	所在地	定員 (R6.4.1)
1	仰高学童クラブ	駒込 5-1-19 仰高小学校内	130
2	駒込学童クラブ	駒込 3-13-1 駒込小学校内	180
3	巣鴨学童クラブ	南大塚 1-24-10 巣鴨小学校内	150
4	清和学童クラブ	巣鴨 3-13-12 区民ひろば清和第二内	150
5	西巣鴨学童クラブ	西巣鴨 2-14-11 区民ひろば西巣鴨第二内	120
6	豊成学童クラブ	上池袋 1-18-24 豊成小学校内	120
7	朋有学童クラブ	東池袋 4-40-1 朋有小学校内	230
8	朝日学童クラブ	巣鴨 5-33-1 朝日小学校内	88
9	池袋第一学童クラブ	上池袋 4-28-1 池袋第一小学校内	148
10	池袋本町学童クラブ	池袋本町 1-43-1 池袋本町小学校内	240
11	池袋第三学童クラブ	西池袋 3-14-3 池袋第三小学校内	190
12	池袋学童クラブ	池袋 4-23-8 池袋小学校内	100

13	南池袋学童クラブ	南池袋 3-5-12 区民ひろば南池袋内	180
14	高南学童クラブ	高田 2-12-7 高南小学校内	190
15	目白学童クラブ	目白 2-11-6 目白小学校内	190
16	長崎学童クラブ	長崎 2-6-3 長崎小学校内	128
17	要学童クラブ	要町 2-3-20 要小学校内	150
18	椎名町学童クラブ	南長崎 4-30-5 椎名町小学校内	150
19	富士見台学童クラブ	南長崎 1-10-5 富士見台小学校内	130
20	千早学童クラブ	千早 3-33-5 千早小学校内	135
21	高松学童クラブ	高松 2-57-22 高松小学校内	190
22	さくら学童クラブ	長崎 6-16-1 さくら小学校内	120

#### 4. 応募要件に関すること

(1) 次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とします。

- ①配達弁当サービス利用希望者が個々にインターネットを通じた注文を行えること
- ②各子どもスキップ学童クラブに正午までに弁当を配達できること
- ③学校給食衛生管理基準（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）等に基づき、児童に安全な弁当を提供できること
- ④学校給食摂取基準（文部科学省）を踏まえた栄養のバランスの取れた献立を作成できること
- ⑤学校・幼稚園・保育所等の児童・乳幼児施設に配達弁当サービスを実施した実績があること

(2) 法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。また、提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、国、他の地方公共団体及び豊島区の一般競争入札の参加を制限されている。
- ②役員等が禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- ③会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）
- ⑤最近 3 年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地

方消費税等を滞納している。

### (3) 応募方法

参加意向申出書及び質問項目を Word データで放課後対策課まで E-mail にて提出してください。

提出先：豊島区教育委員会事務局教育部放課後対策課児童支援グループ

〒171-8422

東京都豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所本庁舎 7階

TEL 03-3981-1058

E-mail [A0029610@city.toshima.lg.jp](mailto:A0029610@city.toshima.lg.jp)

提出期限：令和 6 年 4 月 10 日（水）午後 5 時（必着）

※質疑がある場合は、上記提出先までお問い合わせください。

## 5. スケジュール（予定）

令和 6 年 3 月 28 日（木）	募集要項の公表
令和 6 年 4 月 10 日（水）	参加意向申出書等の提出締切
令和 6 年 4 月中旬	書類審査
令和 6 年 4 月下旬	審査結果の通知・公表

## 6. 留意事項

- (1) 本件は区と委託契約を締結するものではありませんが、区と協定を締結していただきます。
- (2) 本事業実施にあたり、区の責めに帰さない事由により、利用者との間で問題、紛争等が生じた場合、区は一切の責任を負わず、事業者の責任において解決していただきます。
- (3) 応募に要する費用は、すべて応募事業者の負担とします。
- (4) 必要に応じて、ヒアリングやアンケートを依頼することがあります。
- (5) 提出書類は本件以外の目的で使用することはありません。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項については放課後対策課が別に定めます